

岩倉市日常生活用具給付等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者等（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 岩倉市日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）の実施主体は、岩倉市とする。ただし、用具の給付等を適切に実施できる者（以下「事業者」という。）へ事業の一部を委託することができることとする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、市内に居住地を有する在宅の障害者等で、同表の「対象者」欄に掲げる障害者等又は福祉事務局長がこれに準ずる者として認めた者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

2 すでに給付等を受けている用具と同一の用具の再交付にかかる申請については、前回の給付を受けた日から別表の耐用年数の欄に掲げる期間を経過していない場合は、原則として対象外とする。ただし、修理不能により用具の使用が困難となった場合又は操作機能の改善等により新たな機器の方が用具の使用効果が向上する場合は、再交付できるものとする。

3 前2項の規定に関わらず、用具の貸与の対象者は、**所得税非課税世帯**に属する者とする。

(申請)

第4条 用具の給付等を受けようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）は、岩倉市日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1）を福祉事務局長に提出するものとする。

(調査)

第5条 福祉事務局長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、岩倉市日常生活用具給付（貸与）調査書（様式第2）を作成し、給付等の要否を決定するものとする。

(決定)

第6条 福祉事務局長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときには、岩倉市日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、岩倉市日常生活用具給付（貸与）券（様式第4。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第7条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた障害者等又はその保護者は、福祉事務所長が契約を結ぶ用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（用具の貸与）

第8条 第6条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた障害者等又はその保護者は、福祉事務所長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 前項の規定による用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに福祉事務所長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

（費用の負担）

第9条 第6条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた障害者等又はその保護者（以下「給付等決定者等」という。）は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。ただし、給付等決定者等が全額支払った場合については、日常生活用具支払請求書（様式第5）により、福祉事務所長に償還を請求するものとする。

2 前項の規定により支払う額（以下「費用負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。

（業者への支払い）

第10条 福祉事務所長は、業者から用具の給付等に要した費用の請求があったとき（給付の場合は、給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付等に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額を限度額とする。

（貸与の取消し）

第11条 福祉事務所長は、用具の貸与を受けた者（以下「用具貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

（1）第2条の規定による対象者でなくなったとき。

（2）障害者等が死亡したとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定による取消しを行うときは、岩倉市日常生活用具貸与取消通知書（様式第5）により用具貸与者に通知するものとする。

（譲渡等の禁止）

第12条 給付等決定者等は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保の用に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第13条 福祉事務所長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等の助成を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

第14条 福祉事務所長は、障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として2月ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 別表の基準額(月額)の範囲内で1月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 給付券は、申請1回につき3枚まで一括交付すること。

(台帳の整備)

第15条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、岩倉市日常生活用具給付(貸与)台帳(様式第6)を整備するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(岩倉市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱等の廃止)

- 2 岩倉市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱及び岩倉市重度障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱は廃止する。

(委託業者の特例)

- 3 平成18年9月30日までに、岩倉市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱及び岩倉市重度障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、市と委託契約を締結している業者については、平成18年10月以降も委託契約しているものとみなす。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行の際、現に廃止前の岩倉市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱及び廃止前の岩倉市重度障害児・者日常生活用具給付実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第3条、第10条関係）

種別	種 目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児） ・難病患者等で、寝たきりの状態にある者	・腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
	特殊マット	・下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者 ・難病患者等で、寝たきりの状態にある者	・褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600 円	5 年
	特殊尿器	・下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者等で、自力で排尿できない者	・尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
	入浴担架	・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	・身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円	5 年
	体位変換器	・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者等で、寝たきりの状態にある者	・介護者が身体障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
	移動用リフト	・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体	・介護者が身体障害者等を移動さ	159,000 円	4 年

		障害者（児）。ただし、原則として3歳以上のもの ・難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者	せるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。		
	訓練いす	・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で、原則3歳以上の者	・原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100 円	5 年
	訓練用ベッド	・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児以上の者 ・難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者	・腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200 円	8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	・下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者 ・難病患者等で、入浴に介助を要する者	・入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	8 年
	便器	・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者等で、常時介護を要する者	・身体障害者等が容易に使用し得るもの（手すり付きのものを含む）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	手すり無 4,450 円 手すり付 9,850 円	8 年
	T字状・棒状のつえ	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	・身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	4,460 円	4 年
	移動・移乗支援用具	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ・難病患者等で、下肢が不自由な者	・おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性	60,000 円	8 年

			を有するもの 転倒予防、立ち 上がり動作の 補助、移乗動作 の補助、段差解 消等の用具と する。ただし、 設置に当たり 住宅改修を伴 うものを除く。		
	頭部保護帽	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。 ・重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	・ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200 円 イ 36,750 円	3 年
	特殊便器	・上肢障害 2 級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者等で、上肢機能に障害のある者	・足踏みペダルで温水温風を出し得るもの。知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円	8 年
	火災警報器	・障害等級 2 級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	・室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
	自動消火器	・障害等級 2 級以上の身体障害者（児）、重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は難病患者	・室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火	28,700 円	8 年

		等で、それぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	し得るもの		
	電磁調理器	・視覚障害2級以上の視覚障害者で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	・視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	・視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	・視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	・聴覚障害2級以上の聴覚障害者（児）で、聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	・音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	・腎臓機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	・透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
	ネブライザー（吸入器）	・呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）で、必要と認められる者 ・難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者	・身体障害者等が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年
	電気式たん吸引器			56,400 円	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	・呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）で、必要と認められる者 ・難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者	・呼吸状態を断続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、身体障害者等が容易に使用し得るもの	157,500 円	5 年
	酸素ボンベ運搬車	・医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）	・身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	17,000 円	10 年
	盲人用体温計（音声式）	・視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	・視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年
	盲人用体重計			18,000 円	5 年

		帯。ただし、原則として学齢児以上の者			
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	・肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	・携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年
	情報・通信支援用具	・上肢機能障害 2 級又は視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）	・障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障害者（児）… インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者（児）… 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000 円	6 年
	点字ディスプレイ	・視覚障害 1 級又は視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害 2 級かつ聴覚障害 2 级以上）身体障害者で、必要と認められる者	・文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。 ・文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500 円	6 年
	点字器	・視覚障害 2 級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者	・視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,400 円 イ 6,600 円	7 年
			(2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(2) 携帯用 ア 7,200 円 イ 1,650 円	5 年
	点字タイプライター	・視覚障害 2 級以上の視覚障害者（児）で、就労若しくは就学	・視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		5 年

		している者又は就労が見込まれる者			
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	・視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	・音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が用意に使用し得るもの	再生専用機 35,000 円 録音再生機 85,000 円	6 年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	・視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	・文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	99,800 円	6 年
	視覚障害者用拡大読書器	・視覚に障害を有する視覚障害者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	・画像入力装置を読みみたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000 円	8 年
	盲人用時計	・視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	・視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	10 年
	聴覚障害者用通信装置	・聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	・一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者(児)等が容易に使用できるもの	71,000 円	5 年

	聴覚障害者用情報受信装置	・聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	・字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900 円	6 年
	人工喉頭	・喉頭摘出者	・笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの	笛式 5,150 円	4 年
			・電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 72,203 円	5 年
	福祉電話（貸与）	・聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として２級以上）で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	・聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの	新規設置 83,300 円 回線切替のみ 2,000 円	—
	ファックス（貸与）	・聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上の聴覚障害者等で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると	・聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	7,700 円	—

		認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	視覚障害者用ワードプロセッサー（共同利用）	・視覚障害者（児）で、就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	・編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000 円	—
	点字図書	・情報の入手が点字による視覚障害者	・月刊や週刊等で発行される雑誌を除く。年間6タイトル、又は24巻を限度とする。	点字図書の価格	—
排泄管理支援用具	ストマ装具	・人工肛門又は人工膀胱造設者	・蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型、又は下部開放型でラテックス製、又はプラスチックフィルム製の収納袋	蓄便袋 月額 8,858 円	—
			・蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製、又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	蓄尿袋 月額 11,639 円	—
	紙おむつ等	・ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で、高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	・紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000 円	—
	収尿器	・高度の排尿機能障害	・採尿器と蓄尿袋	男性用	—

			で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	普通型 7,700 円 簡易型 5,700 円 女性用 普通型 8,500 円 簡易型 5,900 円	
--	--	--	---------------------	---	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

様式第 1 （第 4 条関係）

日常生活用具給付（貸与）申請書

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

居 住 地

申 請 者 氏 名
対象者との続柄
電話番号
印

給 付
次により日常生活用具 を申請します。
貸 与

対象者	氏 名			生 年 月 日	年 月 日生	
	居 住 地					
	障 害 者 手 帳	第 号			年 月 日交付	
	障 害 名				障害等級	種 級
世帯状況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	備考（対象者に対する介護の状況等）		
給付（貸与）を希望する理由				住まいの状況	1 自 宅 2 借 家（貸主の諾・否）	
給付（貸与）を受けたい用具の名称				希望する形式規模等		
給付（貸与）上、特に希望する事項						
該当する所得区分		生活保護 ・ （低所得 1 ・ 低所得 2） ・ 一般 ・ 一定所得以上				
世帯範囲の特例に関する認定		☐ 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1. 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2. 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。				
生活保護への移行予防措置に関する認定		☐ 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。				
備 考						

- 注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
- (1) 給付又は貸与を希望する用具の見積書
 - (2) 給付又は貸与を希望する用具のカタログ等の型式・仕様等の確認ができるもの（ストマ用装具・紙おむつは除く。）
- 2 様式中、給付又は貸与の字句は、不要の方を抹消すること。

様式第2（第5条関係）

日常生活用具給付（貸与）調査書

① 申請書受付番号 及び受理年月日		第 号 平成 年 月 日		② 申請者 氏 名		③ 対象者との 続 柄	
④ 対象者	氏 名				生年月日	年 月 日	
	居 住 地						
	障 害 者 手帳番号	第 号	障害名			障害等級	
⑤ 世帯状況	氏 名	対象者との 続柄	市民税均等割	市民税所得割	市民税非課税者収入状況等	備 考	
				円	円		
				円	円		
				円	円		
				円	円		
⑥ 世帯区分	該当区分	1. 生活保護 2. 低所得1 3. 低所得2 4. 一般 5. 一定所得以上					
⑦ 住いの 状況	1 自 宅	⑧ 給付（貸与）後 の介護の状況					
	2 借 家 (貸主の諾・否)						
⑨ 給付（貸与）の 要 ・ 否	1 要 2 否	要否の理由					
⑩ 給付（貸与） する用具名（型）	⑪ 予 定 価 格 円	⑫ 申請者が支払うべき額 円	⑬ 公費負担予定額 円				
* 取付助成の 要 ・ 否	1 要 2 否	要否の理由					
* 取付工事の内容							
* 工 事 概 算 額 円		* 申請者が支払うべき額 円		* 助 成 予 定 額 円			
⑭ その他特記事項							
年 月 日				調査員 氏名		印	

注 1 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。

2 貸与の場合は、⑫・⑬欄は不要であること。

様式第 3 （第 6 条関係）

日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書

年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長

印

先に申請のありました日常生活用具につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給 付 番 号	第 号	給 付 決 定 年 月 日	年 月 日
対 象 者 氏 名		障 害 者 手帳番号	第 号
給付する用具名 (形式規模等を含む)			
納 入 業 者 名			
住 所	電 話		
価 格	円		
給付等決定者等が支払うべき金額	円	公費負担額	円
注 意 事 項	1 日常生活用具の給付等には、費用の一部を業者に直接支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払って下さい。 2 給付等された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 3 2に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。		

2 却下

理 由	
-----	--

不服申立ておよび取消訴訟

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 4 （第 6 条関係）

日常生活用具給付（貸与）券

1 給付等番号	第 号	2 給付券発行日 年 月 日	年 月 日	
3 対象者氏名		4 生 年 月 日	年 月 日	
5 居 住 地				
6 給付等決定者等		7 対象者との続柄		
8 給付等する用具名 型式・規模等		9 価 格		
10 給付等決定者等 が支払う額		11 公 費 負 担 額		
12 納入業者名				
13 納入業者住所		電話		
14 この給付券の有効期限				
給付等決定者等が 業者に提示する期限	年 月 日	業者の公費支払 請求期限	年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日 岩倉市福祉事務所長 印				
15 業者の用具 納入・取付の日	年 月 日	16 給付等決定者等 より受領した額		
17 納入業者名及び 受領年月日	業 者 名	印		
	受領年月日	年 月 日		
18 用具受領者氏名 及 び 印 鑑	印	19 検 収 者	職 名 氏 名	
20 その他特記事項				

本表は、1～14、19、20は市、15～17まで納入した業者が、18は受領者が記入する
注 こと。

様式第5（第9条関係）

日常生活用具支払請求書（償還払い）

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で決定を受けた日常生活用具（ ）の引渡しを受け、別紙領収書のとおり支払いましたので、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

《振込先》

金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農協		
口座の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ 添付書類

- ・ 領収書
- ・ 日常生活用具給付券

様式第 6 （第 1 1 条関係）

日常生活用具貸与取消通知書

年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長

印

岩倉市日常生活用具給付等事業実施要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

貸 与 番 号	第 号	貸 与 取 消 年 月 日	年 月 日
対 象 者 氏 名		障 害 者 手帳番号	第 号
貸与用具名 (形式規模等を含む)			
取 消 理 由			
注意 事項	貸与用具については、岩倉市福祉事務所長の指示に従い速やかに返還してください。		

不服申立ておよび取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岩倉市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7 (第15条関係)

岩倉市日常生活用具給付（貸与）台帳

[illegible]